

土木森林環境委員会会議録

日時 令和8年3月3日（火） 開会時間 午前9時59分
閉会時間 午後2時34分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大久保 俊雄
副委員長 石原 政信
委員 河西 敏郎 山田 一功 臼井 友基 望月 大輔
古屋 雅夫 菅野 幹子 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 齊藤 武彦
森林環境部技監（環境整備課長事務取扱） 中川 直美
森林環境部理事（森林環境部次長事務取扱） 小澤 浩
森林環境部次長（森林環境政策課長事務取扱） 渡邊 文昭
森林環境部技監 英賀 慶彦
森林整備課長 江俣 尚厚 林業振興課長 伊川 浩道
県有林課長 堀内 直 治山林道課長 篠原 淳
大気水質保全課長 野中 俊宏 自然共生推進課長 小泉 友則

県土整備部長 寺沢 直樹 県土整備部理事 若尾 洋一
リニア推進監 矢野 昌 県土整備部次長 林 貴彦
県土整備部技監 立川 学 県土整備部技監 水口 保一
県土整備部技監 久保 正樹 総括技術審査監 宮下 喜樹
県土整備総務課長 長田 芳樹 建設業対策室長 鈴木 伸太郎
リニア整備推進室長 関 俊也 用地課長 串田 良子
技術管理課長 殿岡 徳仁 道路整備課長 保坂 和仁
高速道路推進課長 新藤 祐一 道路管理課長 金子 英人
治水課長 山川 秀人 下水道室長 細田 智愁
砂防課長 山本 佳敬 都市計画課長 雨宮 康治
景観まちづくり室長 吉野 正則 建築住宅課長 米山 文人
住宅対策室長 中島 知克 営繕課長 武藤 勉

議題

（付託案件）

- 第49号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件
第50号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第11号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
第51号 令和7年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第4号）
第58号 令和7年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第3号）
第61号 権利放棄の件
第65号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第2項歳出各款、第2条繰越明許費の補正及び第3条債務負担行為の補正

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部関係、県土整備部関係の順により行うこととし、午前9時59分から午後0時まで、途中休憩を挟み、午後0時59分から午後1時17分まで森林環境部関係、休憩を挟み、午後1時34分から午後2時34分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※第50号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第11号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（林業・木材産業収益力向上戦略策定費について）

石原副委員長 2月補正予算書の課別説明書、森3ページのマル新の林業・木材産業収益力向上戦略策定費についてお伺いいたします。

今回、林業従業者の所得向上を図るための林業・木材産業収益力向上戦略を策定することのことですが、この戦略はどのような背景の下、策定しようとしているのか、まずお伺いいたします。

渡邊森林環境部次長 本県では、森林資源が本格的な利用期を迎える中、切って、使って、植えて、育てるという循環利用を通じて、林業の成長産業化に取り組んでいるところです。

一方で、木材価格の長期低迷や木材需要の変化などによりまして、原木生産から加工、流通、建築に至るまでの各段階で十分な付加価値を生み出しにくい状況が続いており、林業・木材産業の収益力向上は喫緊の課題となっております。

このため、木材の流通を川の流れに例えますと、川上の原木生産から川中の製材・流

通、川下の建築までの一連の流れで生じています構造的な課題を整理し、サプライチェーン全体の最適化と付加価値向上を図るべく、今後の方向性や具体的な取組を示す新たな戦略を策定するものでございます。

石原副委員長 では、構造的な課題整理ということですが、どのような観点から調査を行うのか、改めてお伺いいたします。

渡邊森林環境部次長 本事業では、伐採・搬出の生産性、取引・流通経路の実態、価格形成、収益構造など、各段階について詳細な調査分析を行います。あわせて、建築需要の動向や新たな市場での活用の可能性など、付加価値の高い木材製品に対するニーズ把握も行います。

この結果を踏まえまして、林業・木材産業の収益性や生産性について分析をし、流通の効率化、付加価値の創出、経営基盤の強化といった観点ごとに課題を明確化します。

さらに、現場の事業者だけでなく、行政や関係団体が担うべき役割についても整理をし、実効性のある施策につなげるための検討を行います。

石原副委員長 では、このような戦略を策定することで、県内の林業や木材産業の方にはどのような効果が期待されるのかお伺いいたします。

渡邊森林環境部次長 今回の戦略によりまして、川上から川中、川下が連携をした一体的な取組の方向性が示され、施業の効率化や加工・流通の最適化、県産材の高付加価値化に向けた取組の枠組みが明確となります。

これによりまして、産業の構造改革が促進され、林業経営体や製材・加工事業者の収益性が向上し、結果として林業従事者の所得向上につながることを期待されます。

石原副委員長 所得向上ということで、大変心強い戦略かと思いますが、今後のスケジュールと県の取組についてお聞かせください。

渡邊森林環境部次長 まず、令和8年度早々に実態調査を開始いたしまして、課題の整理と方向性の検討を行います。その後、関係者の意見を丁寧に反映しながら戦略案を取りまとめ、翌年度以降の具体的施策へ反映させてまいります。

県といたしましては、実効性のある戦略となるよう、現場の声をしっかりと聞きながら、林業・木材産業全体の成長産業化を強力に推進してまいります。

石原副委員長 地域産業には、需要構造の変化や人口減少といった、個々の努力では解決できない課題がたくさんあると思っております。本県にとって林業や木材産業の生産が、本県の持続可能な発展に不可欠であると思っておりますので、県民の所得向上につながるものと期待して質問を終わります。

（花粉の少ない森林への転換奨励事業費補助金について）

望月（大）委員 森7ページの森林整備課の花粉の少ない森林への転換奨励事業費について、マル新と

ということですので確認したいと思いますが、まず、花粉の少ない杉人工林への改植に要する経費に対して助成するとありますが、事業化した理由、目的など、具体的な事業内容についてお伺いをしたいと思います。

江俣森林整備課長 これまで国で直接補助しておりました、花粉の少ない森林への転換促進事業というものがございまして、令和7年度補正予算に併せまして、県を経由するという仕組みに制度改正が行われたものでございます。

事業内容でございますが、森林組合などの林業経営体が森林所有者から森林の管理の委託を受けまして、杉人工林を花粉の少ない森林へ転換する場合に交付いたします植え替え活動金、こちらがヘクタール当たり12万円になっております。

それと併せまして、花粉の少ない森林へ転換するために伐採を行った場所の森林所有者に交付いたします植え替え促進費というものがございまして、こちらは伐採する箇所から木材を運搬する距離に応じまして、ヘクタール当たり25万円と35万円に区分されておりまして、記載のとおり35万円が上限という仕組みになってございます。

望月（大）委員 私も花粉症に悩まされる一人でありますので、この予算の計上は大変ありがたいと思っております。予算額は442万4,000円ということですが、山梨県の森林面積はかなり大きいため、予算額が少額ではないかと感じるもので、予算の組立てや積算根拠についてお伺いをしたいと思います。

江俣森林整備課長 この事業では、既に杉を伐採する森林経営計画というものがございまして、こちらの中で杉を伐採すると計画されたものについては、対象外となってございます。

そのため、森林組合などの林業経営体が、この事業を導入するに当たりまして、杉の伐採計画を盛り込んだ森林経営計画を新規に策定、または、既存で計画をされているものに新たな計画を追加する手続が必要になります。

本事業は、こうした取組などに対し、奨励金を交付する仕組みになってございます。

現在ある木を植え替えていく場合は、別途計上している造林費の中で対応する仕組みになっていまして、あくまでも新たな取組、新たな杉伐採を取り入れていくものに対する奨励にございます。

望月（大）委員 これまでの計画もあつての中でということで、積算についても理解しました。

最後に、この事業を進める上で、どのような場所、エリアから進めるのかということと、それから、これまでも行ってきたことなので当然問題ないとは思いますが、杉の花粉の少ない人工林への改植ということで、生態系への影響のようなことについては、調査といったこともきちんとされているのか確認をしたいと思います。

江俣森林整備課長 先ほど条件を御説明させていただきましたが、実は、この事業を導入するに当たりまして、もう一つ条件がございまして、

こちら、三大都市圏にある政令指定都市や中核市、特例市、または県庁所在地などから50キロ圏内にございまして、まとまった杉人工林のある市町村を、スギ人工林伐採重

点区域に指定した場合において対象になります。複雑ですが、そういった仕組みになってございます。

本県におきましては、鳴沢村と富士河口湖町を除きました郡内の市町村に加えまして、南部町、新たに今追加予定にしているのが富士川町でございまして、こちらの12市町村が対象の市町村になるといった仕組みになっています。

今回の補正予算の中では、富士吉田市、上野原市、道志村、丹波山村、富士河口湖町、南部町の森林6か所におきまして、合計8ヘクタールの森林について伐採を計画しているものでございます。

なお、もともと人工の林でございまして、人工林を切って、一定の期間内に改めて植栽をするという流れになってございますので、生態系上の影響はございません。

また、植える杉につきましても、林業種苗法という法律がございまして、移動範囲が制約されております。具体的に言いますと、日本海側の杉は雪が落ちやすいような葉の構造をしているといった遺伝子的な特徴がございまして、そういったものを守った品種を県で育成して、その苗を植えるという仕組みになってございます。

（林業・木材産業等経営安定対策事業費について）

山田委員

森10ページの林業・木材産業等経営安定対策事業費の中で、本県の地形等に最適化した機械への改良ということで、森林を切る機械は非常に優れているとは思いますが、平地ではよいが、山梨特有の斜面に適したものにするのか、どのような改良なのでしょう。

伊川林業振興課長 本事業は、昨今の物価高騰に対しまして、林業・木材産業事業者が経営状況を圧迫されているということで、この影響を最小限にするために、生産性を向上して収益性の向上を図るため、高性能林業機械や木材加工施設等の整備といったものに対して支援をする事業でございまして、委員の御質問にありました改良という部分は、こういった施設の整備に加え、別のメニューとしまして、本県の林業地は、農業地域を挟んで林業地に至るまでの幅員が非常に狭いですとか、本県の地形条件は急峻であるということもありまして、林内に入りましても非常に複雑な線形の作業道を運搬するということがございまして、

委員からお話のありました伐採時の高性能林業機械の導入などにつきましては、これまでも進めてきたところなのですが、現在の機械化による伐採から木材の市場まで運搬する過程の中で、一つの作業システムを構築する中で、ボトルネックは、先ほどの農業地なども含めた狭い幅員の道路を、いかに効率よく運搬するかでございまして、

そこで、今回の改良において焦点を当てますのは、運搬の効率化を考えておりまして、林内作業車の自動運転化、また複数の車両に対して追従していくといったシステムの開発を検討したいと考えているものでございまして、

（浄化槽対策費について）

山田委員

森17ページの浄化槽対策費について、1,000万円の事業の確定に伴う補正ということで、市町村に対する補助がなくなったという理解をしています。この間、浄化槽

の管理も非常に大変なので、場合によっては浄化槽を設置しないでもいいような場所もあるというニュースを見たのですが、市町村がそのような判断をするのか、県の段階で、その場所は浄化槽を設置しても住宅以外にはならないという判断をするのか、そういった判断は最終的にどこがするのでしょうか。現在、分かっている範囲で結構なので、教えていただけませんか。

野中大気水質保全課長 恐らく最近ニュースになったのは、これまで下水道を整備すると言っていた区域について、下水道ではなく個別の浄化槽で対応する、また、下水道が既に敷設されている地域であっても、下水道の老朽化、インフラの老朽化に対応するように、それを浄化槽に変えていくという動きであります。

まだ、具体的に変更の手續という話には至ってないですが、基本的にはこれらの整備の決定権は市町村にございます。市町村の公共下水道と同様に、市町村がまず面的なものを効率化と、もしくは、経費的に余裕のある方法を選択してやっていくということで決めます。

ただ、それについて、県の立場では全体の進捗管理をする上で、5年に1回ほど生活排水の整備構想というものをつくりまして、その中で市町村がどういう計画を持っているのかということ、下水道サイドと一緒に見ていくということになっております。

（研究・企画費、試験研究費について）

古屋委員

まず、森2ページと森4ページに関わる備品について、森2ページの富士五湖関係の測定機器や富士山噴火に伴う測定機器といったものが7,700万円計上されていますが、この時期に7,700万円という補正ですが、当初時点でこういった大きな機器の購入計画はできなかったのでしょうか。補正で計上する理由を、それぞれ森2ページ、森4ページについて、まずお聞きしたいと思います。

渡邊森林環境部次長 今回更新を予定しております機器等につきましては、故障等により更新が必要となっているものでありまして、その整備に関しましては、順次整備をする計画を立てております。

そうした中で、例年この時期の予算を活用しまして整備を進めていくということにしているものであります。

古屋委員

急遽故障が発生したから計上するというので、答弁を聞いて理解はしますが、一般論からすると、大きい金額でありますので、さらに計画的に点検などをしながら、予算をしっかりと計画的に立てていくことが必要ではないかと感じました。

（県産材利用促進対策事業費について）

2つ目に、森10ページの県産材利用の促進事業費について、1,000万円の減でありますが、現時点における県産材を利用促進している事業は何件ぐらいあるのか、お尋ねをしたいと思います。

伊川林業振興課長 やまなし木の建築推進事業費における県産材利用の本年度の実績は6件です。

（林道整備事業費について）

古屋委員 次に、森14ページの林道整備事業費について、2億円の補正でございますが、ガードレール設置などということではありますが、もう少し詳しい内容について御説明いただきたいと思います。

篠原治山林道課長 林道の沿線に眺望スポットや登山道があって一般車両の通行がかなり多く、各方面から、林道をもっと観光利用できないかという御要望や御意見をいただいているところ
です。

各管内、現在のところ8路線を考えていますが、安全に御利用いただけるよう、ガードレールの設置等をしていきたいと考えております。

古屋委員 大変大事なことだと思います。昨今は、バイク等で山を走って楽しんでいる方々が山林に入るといいますから、ぜひ、有効にしっかり安全を守る意味でもやっていただきたい
と思います。

（ツキノワグマ緊急銃猟支援事業費補助金について）

最後に、森22ページの熊対策でございますが、熊で各市町村は大変心配したり、御苦
労したり、県もそれに対する対応に取り組んできたという1年だと思いますが、熊の
出没というのは、現時点では各市町村で緊急銃猟を伴うというようなことで、町なか
に出てきたということは、今年度どのぐらいあったのか、まずお聞きしたいと思
います。

小泉自然共生推進課長 現在の実際の出没頭数自体は、2月25日現在で375頭と記録して
おります。そのうち緊急銃猟を伴うというような市街地までの出没については確認され
ていないのですが、実際に人の生活圏で目撃されたという事案は確認されて
おります。

そこまで具体的な数字は手元にはありませんが、市街地で緊急銃猟を伴うような事
案は発生していない状況でございます。

古屋委員 私も地元で、緊急銃猟制度を活用することは、地域の環境、状況によって大
変難しいというお話も聞くわけですが、現時点で、県が出没に伴う緊急銃猟制度を
活用する中で、市町村から課題、あるいは改善点等を求められている事項があれば、
その点について最後にお聞きしたいと思います。

小泉自然共生推進課長 今のところ県としても、今回予算計上させていただいて
おります、備品の購入や、昨年になりますが、訓練の実施、またマニュアルの作成に
ついては鋭意進めていて過日公表したところでございまして、市町村からは、とり
わけ何か大きな問題というのはいらないのですが、引き続き、県としても市町
村、また猟友会の方としっかりと連携して緊急銃猟に備えていきたいと考えて
おります。

古屋委員 直接この部署には関係ないと思いますが、おかげで出沒に伴う河川の関係も、国交省などと連携しながら、私の地元であります、笛吹川沿線などは水が少ない時期にきれいにいただいています。そういったことも、適正な時期にしっかりと進めてもらって、県民の安心安全につなげていただきたいと思います。

（林業従事者就業環境改善事業費補助金について）

菅野委員 森9ページの林業従事者就業環境改善事業費補助金について伺います。

これは、国からの補助金を活用するというものだと思いますが、こちらの内容について、補助対象を含めて詳しく御説明をお願いします。

伊川林業振興課長 本事業は、国の重点支援地方交付金を活用しまして、林業事業者、木材事業者、木材産業関連事業者の物価高騰による収益性の悪化に対する影響を最小限に抑えるために支援する事業でございます。

具体的には、林業事業者の課題に林業の労働の安全性や生産性、効率性の確保があります。就業環境の中での課題といたしましては、林業の現場では、急峻な現場でチェーンソーを使った伐採作業を行います。これにおける安全確保があります。さらに、炎天下において、植えた苗木の周りの草を刈るわけですが、この下刈り作業の就業環境の改善があります。さらには、そもそも木材を現場で取り扱うものですから、重量物を扱う上での軽労化が課題とされてございます。

こうしたものに対する事業者の責務として、就業環境の改善を図るためには、当然、原資が必要となってございますが、先ほど御説明したとおり、昨今の物価高騰の影響もありまして、こういったものに対しての投資がまかりならない状況にございます。

林業はもともと作業条件、就業条件が厳しい中で、離職率も高いということが報告されておりまして、実際その原因が就業環境の厳しさにございます。

こうした中で、こういったものを支援することが最重要でありまして、具体的には、林業現場での作業を軽労化するための、苗木を植栽する場合での穴を掘るためのドリルや、木材を現場内で移動させるためのポータブルウインチや、労働の安全性を確保するためのヘルメット装着型の通信機、重い荷物を取り扱うための、体に装着するアシストスーツ、それから、林業の現場の中で一番危険性の高いチェーンソー作業において事故が起きたときに、けがを最小限に抑えるためのジャケット、専用のズボン、ブーツといったものの購入費用に対して補助をするものでございます。

菅野委員 就業環境を整備する、さらに、業務効率を上げるための様々な物への補助がされると理解をいたしました。

課別説明書では総額で示されておりますので、補助対象になる物品、機材等の単価がどのくらいか、また、それぞれの物に対して、事業者側にはどの程度補助がされるのか、お伺いします。

伊川林業振興課長 幾つか項目がありますが、まず、今回の事業費の積み上げ方につきまして、1事業者が作業員を6名抱えていると想定し、最大限その6名分に対して、それぞれの装備品

などを導入した場合を想定して予算を積み上げているものでございます。単価については、苗木の植栽用のドリルが15万6,000円、ポータブルウインチが40万円、ヘルメットが3万7,000円、通信機器が8万円、アシストスーツが10万円、ジャケットが4万円、ズボンが4万円、ブーツが4万円、これが林業作業用のチェーンソーが当たった場合に、切創などが起きたときに、すぐ刃が止まるというような構造になっており、特殊な品ということで非常に高いものとなっております。

1事業者6名と想定した場合の最大限の積み上げは500万円を想定しているものでございますが、補助率がかかりますので、実際にはその2分の1、または3分の2の補助となっております。

菅野委員 それぞれ単価も非常に高く、事業者単体で準備するのは大変と思いますが、安全・安心に作業していただくためにも必要だと感じましたので、ぜひこういった補助を活用していただきたいと思います。

最後に、補助率が3分の2と2分の1とありますが、こちらについて御説明をお願いします。

伊川林業振興課長 林業労働力の確保につきましては、林業労働力の確保の促進に関する法律がございまして、この中で雇用の改善や事業の合理化に取り組む事業者を、知事が認定事業主として認める制度がございまして、

補助率の違いについて、既に雇用の改善や事業の合理化に取り組んでいる認定事業主に対しては2分の1の補助としております。これに対し、まだ、認定事業主として知事が認定していない事業者もございまして。林業の安定経営を考えていくためには、本県では認定事業主を増やしていくことに働きかけていくことが重要と考え、認定事業主以外の事業者に対しては、雇用の改善、事業の合理化に取り組む事業者になっていただきたいことで、補助率を2分の1から3分の2へかさ上げして支援するものでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第51号 令和7年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第4号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第61号 権利放棄の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第65号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第2項歳出各款、第2条繰越明許費の補正及び第3条債務負担行為の補正

質疑

石原副委員長 追加提案があった弁護士費用については、県民、私たちも大変関心を持っているところで、昨日の本会議でも各議員が質問し、知事をはじめとした執行部が答弁し、重なる部分もありますが、まず、契機は1月30日に、甲府地裁が富士急行の申立てを認める仮処分決定でした。本日の議論を深めるために、改めてここで整理させていただきたいと思います。

まず、承諾料とは、一般的な不動産取引においてどのように取り扱われているのか、お聞きいたします。

渡邊森林環境部次長 承諾料の請求は、ごく一般的な商慣習であります。

まず、民法上、賃貸借契約におきましては、賃借人は地主の承諾なく転貸することはできないこととなっております。そこで、多くの土地賃貸借契約では、転貸を禁止した上で、ただし書として、土地所有者の承諾を得た場合はこの限りではないと書き加えることが一般的です。

そして、この禁止条項を解除する対価としまして、承諾料を請求することが広く行われているところです。

また、建物の増改築に対する承諾料についてであります。土地賃貸借契約の目的が建物所有となっている場合、借地人が新築の建物を設置することは当然のことです。

しかしながら、借地人は借地借家法で手厚い保護を受けており、借地契約の解除時には、土地所有者に対して建物を買い取るよう請求する権利が認められております。

つまり、借地人が自由に建物を増改築できてしまいますと、土地所有者に一方的にリスクが増大することとなります。こうしたリスクを負う対価として、承諾料を支払っていただくことが一般的となっております。

石原副委員長 では、次に、現在委託している代理人の弁護士は、これまでどのようなことを主張されてきたのかお伺いいたします。

渡邊森林環境部次長 現在委任しております中島弁護士は、まず承諾料の在り方について、富士急行と協議を進めるべく必要な主張を随時行ってまいりました。

今般の仮処分決定におきましては、富士急行の主張は受け入れられたものの、今後、県が無条件で恒久的に承諾料を得られないことを是認するものではないとも述べられております。これは今後の承諾料請求に向け、大きく前進ができたものでございます。

石原副委員長 代理人弁護士の交代によって、県有地問題が新たなステージに移行するものと大変期待しているところでございます。

また、新たな委託先をシティユーワ法律事務所とする理由について、お伺いいたします。

渡邊森林環境部次長 シティユーワ法律事務所は、いわゆる大手の法律事務所でありまして、不動産関係の紛争に精通した弁護士にとどまらず、検察官や裁判官のOB、省庁勤務経験者など多彩な人材をそろえており、事務所内で選抜したチームにより、県有地をめぐる一連の係争を総合的に分析評価いただいたところであります。

県有地問題は不動産のみならず、契約関係や紛争解決の各分野にまたがる性質を有することを踏まえまして、専門性、体制及び対応可能な分野の広がり等も総合的に勘案しまして、将来の県民利益を託すに足る代理人であるとの判断に至ったため、シティユーワ法律事務所に委任することとしたものであります。

石原副委員長 法律事務所のホームページを見ますと、とても高い専門性の知識や強い組織力等がある事務所と承知しております。

では、弁護士費用の4,700万円の積算方法と委任する業務の範囲についてお伺いいたします。

渡邊森林環境部次長 弁護士費用は、県議会の附帯決議を受けて作成をしました訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針に基づき、事件の軽重に応じて着手金及び成功報酬方式で算定をしております。

今回の費用につきましても、この指針に基づき、得られる経済的利益を見積もった上で、旧日弁連報酬基準により所定の計算式に基づき、着手金の算定をいたしました。

なお、経済的利益の具体的な額につきましては、非公開の場で行われる民事調停の趣旨ですとか、県の戦略及び主張に密接に関わることであるため、県民利益の最大化という観点から、具体的な金額を申し上げることは差し控えざるを得ないと考えております。御理解くださいますようお願い申し上げます。

また、委任する業務の範囲につきましては、今般申し立てることといたしました保全異議、その後の推移によっては必要となる保全抗告、これを訴訟に当てはめますと第三審に当たるものでございますが、また、令和6年9月議会でお諮りした民事調停と、この調停が不調に終わった際に必要となる第一審の迫行までを業務範囲とし、全体像をお示しできる形で予算計上させていただいております。

石原副委員長 今回の県有地の賃料適正化を図ることで、本県が得られる利益を最大限に県民に還元することは当たり前のことで、県民のために必要なことであることは十分理解しており

ます。

将来に対する私たちの責務として、県有地の貸付けの透明性や公平性、そして、安定的な法的基盤をなるべく早く早期に確立することを期待して質問を終わります。

飯島（修）委員 2月3日に甲府地裁が承認するように仮処分命令を出したことに對して、まず裁判所の決定を重く受け止め、即時に承諾すると知事が表明しました。その後、一転して、このようなことになったことをまず確認しながら、何点かお伺いしたいと思います。

今回の仮処分決定では、県が承諾権限を濫用していたと明確に判断をされました。それぞれの主張の中で、県は富士急行に対して仮処分の申立てにつき、申立て適格はないとの主張を展開したものの、裁判所からは採用されなかったということです。

また、一昨年1月以降に、県が富士急行に承諾料を支払うことを条件とする一方的に通知して、これを合意しない以上は承諾しないとしたことは、富士急行の法的利益を不当に侵害し、信義誠実の原則に反するものと言わざるを得ず、権利の濫用であると認定されました。

そこで伺います。1月30日以降に転貸承認の申請が出ているものについては、保全異議の申立てを行うことになると、また承認を留保する対応となります。これについても権利の濫用となるのではないのでしょうか。

渡邊森林環境部次長 今回、保全異議を申し立てることとした経緯としては、判断過程における客観性を確保する観点に立ち、これまで本県に関与していない法律事務所から意見を求めたところであります。

先ほど御指摘いただきました一方的な通知であるとか、申し立てた適格性がないといった指摘が裁判所からなされていますが、今回御意見を伺った、委任予定のシティユーワ法律事務所から、これまで承諾を求めてきた県の対応については、一定の合理性を有するとの見解が示されました。また、請求する法的適格性についてですが、本県の主張に対する十分な整理がなされておらず、なお反論の余地があるといった御意見をいただいたところであります。

したがって、1月30日以降請求があったものにつきましては、承諾料を請求していくことができると考えております。

飯島（修）委員 繰り返します。今後請求することができるとおっしゃいましたね。分かりました。

では、次に、県の主張に対して裁判所は、転貸等の承認手続の承認、承諾していないことを権利の濫用だと判断しつつ、今後、県が無条件で恒久的に承諾料を得られないことを是認するものではないと判断しています。

承諾料を求めていくという主張は、保全異議の中で展開していくのか、そうだとすれば、不調に終わった場合は、当然訴訟へ移行するということによろしいのでしょうか。

渡邊森林環境部次長 ただいまの御質問は、今後の承諾料を求めていくことについてのものごさいます。

その場合、今、委員からの御質問は、そういう場合が生じたらということでの議論に

なりますので、また仮処分につきましては、あくまで第一審として行われたものでして、確定したものではありません。このため、議論を深めるため、保全異議の申立てを行うこととしているものでございます。

飯島（修）委員 私の質問とは的が違うように思います。不調に終わった場合は訴訟へ移行するということに対して、もう一度お答えいただけますか。

渡邊森林環境部次長 今回の保全異議が裁判所に認められなかった場合に、訴訟へ移行するかということですが、まず、保全異議のほうに注力して、新しく委任をします法律事務所と進めてまいりたいと考えますので、仮定としての御質問に対しては、答弁を差し控えさせていただきますと思います。

飯島（修）委員 端的に言うと、まだ決まってない、分からないということで理解しました。

次に、もし訴訟に移行するとすると、今回の追加補正や債務負担行為の中で費用が手当てできるのか、さらに費用がかかるのではないかとと思いますが、どうでしょうか。

渡邊森林環境部次長 先ほど御説明させていただきましたが、今後、保全異議を申し立てた結果、県の主張が認容された場合、相手方が保全抗告を申し立てる可能性があり、そのための保全抗告費用、それから調停に関しては委任の業務範囲として、調停の追行からその後の第一審の訴訟についての費用まで含まれているものでございます。

飯島（修）委員 次に、今回の追加補正、債務負担行為の予算積算の明細は、積み上がった金額だと思います。旧日弁連などいろいろと書いてあり、それは承知していますが、例えば基礎の金額があり、掛ける係数があり、この金額になったと思います。

そういった明細を、具体的に何にどのくらい見込んでこうなったのかを説明していただくのと同時に、後ほど書いたもので頂きたいということを請求します。

渡邊森林環境部次長 委任に係る報酬の積算につきましては、報酬指針に基づき、旧日弁連報酬基準により算定をしているところであります。

その基礎となりますのは、得られる経済的利益になります。この経済的利益は、まさに調停の場におきまして、本県が相手方に求めている賃料の額や承諾料の積算額が根拠となっております。

これをつぶさにこの場でお話しすることは、今後の調停または保全異議について、県民の利益を阻害し、県民の利益を最大化することに支障があると考えておりますので、得られる経済的利益の額については、差し控えさせていただきますと考えております。

また、その算定につきましては、旧日弁連報酬基準に基づき、賃借料の場合は何年分といったことは決まっておりますので、そのとおりの積算方法で算定をいたしているところであります。

飯島（修）委員 経済的利益の金額を明らかにできないということは分かりました。

ただ、今回補正で金額が算出されているわけで、この金額は何かを積み上げたものですよね。

明らかにできない経済的利益はいいのですが、それに何かを掛けて、旧日弁連のスケールは、どのような係数を掛けてこの金額となったということは間違いなくあると思います。マトリックスで、そのような表があってもいいです。それがあんなら、それを提示していただかないと、いきなり4,700万円が算出されたわけではないですよ。

だから、今説明ができないのであれば、その資料を請求したいということを委員長に申し上げます。

渡邊森林環境部次長 いずれにしても、基礎となる額は、現在、富士急行との間で、民事調停を通じて請求している額になります。それが基礎となりますが、その算定方法につきましては、お示しするとすれば、旧日弁連報酬基準に基づき、例えば賃料の増額請求の場合につきましては、賃料の7年分を計算するなどルールは定められております。

そして、その請求をする経済的利益の額に応じて、着手金、成功報酬を積算する場合には、一定率を乗じて定額を加算するというルールになっておりますので、お示しできるとすれば、公開されている情報ではありますが、旧日弁連報酬基準をお示しさせていただくこととなります。

大久保委員長 委員各位にお諮りいたします。ただいま飯島（修）委員から要求のありました資料につきましては、委員会として執行部に要求することよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大久保委員長 では、提出をお願いします。

飯島（修）委員 次に、債務負担行為の限度額について、この中で明記しているのが、県が確保した利益というものですが、これもやはり算定は明らかにできないということなのでしょう。

知事の答弁では、1億6,000万円程度という答弁があったかと思いますがいかがでしょうか。

渡邊森林環境部次長 成功報酬につきましても、着手金と同様に、得られた経済的利益に一定率を乗じて、定額を加算した金額で算定されるものでございます。

その上で、答弁におきまして、1億6,000万円余とお答えしたのは、算定をした結果、最大限の成功報酬として1億6,000万円余に算定されるという意味で答弁をしたものでございます。

当然、得られた経済的利益に応じて、成功報酬は計算されるものでございます。

飯島（修）委員 次に、債務負担行為の期間について、具体的に令和8年度からどのくらいの期間のことを言っているのか、見通しが立たないような債務負担行為の設定では問題があるのではないかと思います。見解をお願いします。

渡邊森林環境部次長 債務負担行為として設定をしている期間ですが、委任業務の範囲としております調停の対象になっているものについては、調停調書の作成された日ということになります。

そのほか、訴訟の第一審に移行した場合につきましても、和解調書の作成、または判決が出た日ということになります。

いずれにしましても、我々としましては、民事調停で今後の承諾料について、賃料もそうですが、早期の相手方との合意に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますが、調停につきましても、訴訟につきましても、相手方の主張、それから裁判所の進行指揮等のこともありますので、それに従った形になるということになります。

いずれにしても、私どもとしては、調停の中で速やかに相手方との話し合いが進みますよう、取り組んでまいりたいと考えております。

大久保委員長 1点、執行部に申し上げますが、飯島（修）委員から要求のあった資料について、出せる範囲は、旧日弁連基準のみであるということですね。経済的利益は、調停に向けて障害となるので出せないということですが、どの範囲で出せるかというお答えをいただきたいです。

渡邊森林環境部次長 私どものほうで、今後の調停等に支障のない範囲で出せるところとしては、旧日弁連報酬基準におきまして、賃料の算定については何年分となっていることや、その他、得られる利益が算定できないものについては、この額であるといったルールをお示しすることはできます。

ただ、その積算、賃料、承諾料、それぞれ調停では、今回、富士急行関係で6件の土地について申し立てしているところではありますが、その6件について、積算上、賃料、承諾料といった形に内訳を示すと、逆算することによって、最終的な経済的利益の額が判明してしまい、調停の進行等に影響を及ぼすことが懸念されるため、差し控えさせていただきます。

結果としては、旧日弁連報酬基準のルールではこうなっているということをお示しして、提出させていただくことができると考えております。

大久保委員長 飯島（修）委員に申し上げますが、今の答弁の範囲内でよろしいですね。

飯島（修）委員 時間も経過するばかりですし、旧日弁連のスケールが具体的なものが示されるということをご期待します。

大久保委員長 その範囲で資料をお願いします。どのくらいの時間を要しますでしょうか。

渡邊森林環境部次長 できる限り速やかに、旧日弁連報酬基準で、このように算定されるルールとなっているということをお示ししまして、提出させていただきたいと思っております。

飯島（修）委員 それで、先ほどお尋ねしたのは、債務負担行為の期間が、令和8年度からどのくらいの期間かということをお願いしました。次長の答弁で、私が理解したのは、見通しが立たない、今後どのような動きになるか分からないと理解しました。

であるならば、見通しが立たないような債務負担行為の設定は問題がないのか、議会として聞いています。

渡邊森林環境部次長 債務負担行為の期間の設定は、これまで、現行の弁護士に対しても調停開始時に設定したものと同様の考え方、また、その前の弁護士についても同様の考え方によるものであります。

訴訟に関しましては、当事者としては進行を速やかに行いたいという意図もありますが、裁判所の訴訟指揮や相手方の主張の度合いによっても、進行具合は変わってくるものであります。

調停にしましても、保全異議にしましても、一連の委任業務が終了するまでということと設定させていただいております。

飯島（修）委員 これ以上質問しても明確な答弁をいただけないような気がします。見通しが立たないような債務負担行為も仕方ないということをお願いしました。

次に、富士急行側は、今回61件の転貸等の承認を出されなかったことで、約2年間で3億円程度の損害が生じていると、新聞にも出ています。

これは県に対して今後、損害賠償請求訴訟を提起させる可能性があるのではないかと思います。保全異議申立てをすることで、さらに事態が泥沼化していくのではないかと心配しますが、見解をお願いします。

渡邊森林環境部次長 委員から御指摘のありました、今回の決定の中で減収があるということとされたところだと思います。それを損害として請求することを委員は想定されていると思いますが、現在、それについては仮定の話でもありますし、また、3億円の富士急行側の減収が損害に当たるのかということは、我々としても、現段階では承知していないところでありますので、詳しいお答えについては差し控えさせていただきたいと考えております。

飯島（修）委員 どうなるか分からないから答えられないということで、理解をいたしました。

次に、先ほど石原副委員長からも質問があったかと思いますが、転貸等の承諾料について、どのくらいを見込んでいるのか、それから、こういうものには相場があるのでしょうか。もし重複していたら、もう一度答弁をお願いします。

渡邊森林環境部次長 現在、富士急行側には具体的な額について提示しているわけではなく、先方には算定方法について、こちらの提案をさせていただいているところであります。

どういった形で承諾料を頂くことを提案しているかということにつきましては、まさに今後の承諾申請があったものについての承諾料を申し受ける際の交渉の内容と絡みますので、お答えするのは差し控えさせていただきたいと考えております。

また、相場ということですが、私どもとしては、ごく一般的な額として考えているところであります。

飯島（修）委員 次に、承諾料は、これまでの山中湖畔の県有地に広大な土地、区画した別荘などができて、一千、二千、三千など相当な数があると思いますが、どのくらいあるのか分かりますでしょうか。

渡邊森林環境部次長 山中湖畔県有地の中に富士急行の別荘地の区画としては、約3,300区画ございます。

飯島（修）委員 次に、承諾料を求めることになった場合、今まで承諾したものについてはどのような扱いになるのでしょうか。今後の新規のものとか仮処分以降のものに限って承諾料を取っていくということなのでしょうか。

渡邊森林環境部次長 承諾料を求める範囲につきましては、今後委任する弁護士と相談の上、検討してまいりたいと考えております。

飯島（修）委員 弁護士について、お伺いしたいと思います。

知事は、新たな代理人弁護士が、シティニューワ法律事務所と明らかにしました。

先ほど、チームを組んでという話もありましたが、特定の個人の弁護士の名前は公表できないのですか。

渡邊森林環境部次長 現段階では、委任予定であり、相談をさせていただいている弁護士ということになりますので、氏名を申し上げることは差し控えさせていただきたいと思っております。

飯島（修）委員 そうしましたら、中島弁護士についてお伺いします。

シティニューワ法律事務所は、能力といいますか、働きが素晴らしいと評価しているようでありますので、県議会としてもとても期待しています。

中島弁護士については、私もホームページで見たのですが、不動産関連を取り扱う法律事務所であると書いてあります。中島弁護士本人も不動産鑑定士の資格を有してまして、2024年1月1日、東京地方裁判所鑑定委員に再任されたということです。

これだけ見ると、これだけの情報を持つと、富士急行との賃料改定に伴う代理人として最適な弁護士だと思いますが、どうして交代することになったのか不思議です。お答えください。

渡邊森林環境部次長 中島弁護士については、御指摘のとおり、不動産鑑定士の資格も有するダブルライセンスということで、これまでも県の主張を的確に行い、特に将来の承諾料請求に道筋をつけた功績はあると考えております。

一方で、県有地問題につきましては、これまで住民訴訟、甲府地裁での審理、東京高裁判決、それから任意交渉に移りまして、民事調停、さらには仮処分申立てと、相手方

とのステージが変わるたびに、富士急行側が法務戦術を駆使してきたところございまして、県としては、目的を達成するためには、従前より一層体制を強化せざるを得ないと考えているところであります。

そういった意味で、今回、高い専門性を兼ね備えていて、裁判官や検察官OBなど、多様な弁護士を備えている事務所内で選抜したチームを形成して業務に当たっていただけることが期待できます。

そういったことから、総合的に検討し、将来の県民利益を託すに足る代理人であると確信し、今回、シティユーワ法律事務所に委任をしていきたいと考えているところです。

飯島（修）委員 理解できました。中島弁護士がどうかというよりも、今回のシティユーワ法律事務所のほうが、レベルが高いといえますか、実力があるという判断だと受け止めました。

ところで、中島弁護士は、仮処分についての見解はどうだったのでしょうか。

渡邊森林環境部次長 中島弁護士の下で、仮処分命令の申立てに関して、当方の主張をしてきましたが、仮処分に関しては、先ほど申し上げましたとおり、県の主張につきまして法的な整理が十分ではないというような考え方で、本来であれば仮処分でなく、非訟事件の手続で解決すべき問題ではないかという主張をしておりました。

ただ、そこについては、裁判所から決定がなされたところであります。

結果として、そういった県の主張が、裁判所の事実関係の整理ということもありますが、受け入れられることができなかつたと考えております。

飯島（修）委員 お答えいただいたことを要約すると、中島弁護士は仮処分については不満だったが、決定には仕方なく従うということだと受けましたが、それでいいでしょうか。

渡邊森林環境部次長 今回の中島弁護士への評価に関する御質問をいただいておりますが、中島弁護士が今回行ったことについての評価につきましては、差し控えさせていただきたいと考えております。

飯島（修）委員 違います。評価のことを聞いているわけではありません。中島弁護士の働きとして、今回、結果として仮処分が出たわけです。それに対して、中島弁護士はどう思っているのかということ聞いています。どのように思ったかということについて、評価してほしいとは、全く思っておりません。

中島弁護士が、この事実に関して何と言っているのかを聞いています。先ほどおっしゃった、仮処分はあまりいいと思わないが、そのように下されたから、不承不承受け入れるという答弁かと思いました。

私が評価するとおこがましいことを言っているわけではないです。中島弁護士の最後の仕事として、仮処分を受けたことについて、弁護士として、不動産鑑定士として、どのように思っているのかという単純な疑問です。いかがですか。

渡邊森林環境部次長 今後、承諾料についての異議申立てなどを行う段階にあつて、これまで委任して

まいりました弁護士の見解などをこういった場で申し上げることにつきましては、相手方もいることですし、今後の戦略に関わることでありますので、答弁については差し控えさせていただきますと考えております。

飯島（修）委員 かみ合わないようですから、議事録にも残りますから、後でしっかりと精査します。

次に、少し前後しますが、シティニューワ法律事務所を選定するに当たっては、複数の事務所に見解を聞いたとおっしゃったと思います。幾つの法律事務所に当たって、どういう見解だったからシティニューワ法律事務所になったのか、お伺いします。

渡邊森林環境部次長 今回意見を求めた法律事務所等につきまして、何か所かお答えすることは、今後の手続を進めるに当たって、県民利益の観点から支障を及ぼす可能性があります。また、相談内容等についても、こういった場で明らかにするという点については、今後の調停、異議申立ての進行に影響を及ぼすと考えますので、差し控えさせていただきますと思います。

飯島（修）委員 では、複数の法律事務所に見解を聞いたと言っているわけですが、複数というのは何社ですか。別に内容を聞いているわけではないですから、機械的に分かるのではないですか。

個人のどこの事務所か聞いているわけではないです。何社といますか、幾つの事務所にアプローチ、アタックしたかは分かるのではないのでしょうか。教えてください。

渡邊森林環境部次長 申し上げられることは、複数の弁護士などに御意見を伺っているということで、何人の弁護士ですとか、何か所に相談をさせていただいたということについては、先ほどと同じく、今後の交渉に支障を及ぼすと考えておりますので、差し控えさせていただきますと考えております。

飯島（修）委員 正直納得いかないのですが、時間も経過して、私ばかり質問するのも恐縮なので次の質問に行きますが、これも答えられないのでしょうか。

複数の法律事務所ということは言えないということですが、複数の弁護士に聞いたという弁護士は、全て東京の弁護士ですか。

渡邊森林環境部次長 東京の弁護士か県内の弁護士かといった、その属性につきましても、お答えについては差し控えさせていただきますと考えております。

飯島（修）委員 全く透明性がないということを申し上げます。

では、少し言いづらいですが、今までの答弁を聞くと、言わざるを得ないかなと思うので言わせていただきます。

従来から山梨には有能な弁護士はいないと言っていますが、そのスタンスは今でも変わりませんか。

渡邊森林環境部次長 そのような見解につきましては、私どもは持っていません。

飯島（修）委員 山梨には有能な弁護士はいない、これは大変有名な言葉です。住民訴訟から始まり、この県有地の問題、足立弁護士、様々な問題がありますが、いつも始まりは突然です。違法、無効、今回も一旦は認めたものの覆す、そういうところから始まっています。説明もうまく得られない、私はとても危ういと思っています。少し細かいですが、中島弁護士に対して770万円支払っていますが、鑑定書は提出されているのですか、作成されていますか。

渡邊森林環境部次長 鑑定書については作成されております。

飯島（修）委員 鑑定書以外の成果物というのがありますか。

渡邊森林環境部次長 鑑定書以外につきましては、任意交渉における弁護士への着手金でありますので、任意交渉に必要な書面以外はございません。

飯島（修）委員 最後の質問にしようと思っています。先ほどの答弁から、答弁いただくのは無理かなと思いますが、考えてきたので申し上げます。

中島弁護士に対して、民事調停に関わる着手金2,200万円を支払ったとしていますが、県が確保した経済的利益の額を基礎に、旧日弁連報酬等に規定する計算方法により算定した額について、県が確保した経済的利益とは幾らかをはじめ、具体的な算定金額を示してほしい、これは、何回もさっき申し上げたように、経済的利益とは明らかにできないというのは承知しました。

ですから、これもできる範囲、数式、先ほど資料提供したような感じでお示ししていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

渡邊森林環境部次長 中島弁護士に対する成功報酬ということですが、中島弁護士に委任をしたものにつきましては、任意交渉、それから続く調停でございます。調停については現在継続中でありまして、任意交渉については、任意交渉の結果、得られた経済的利益というのとはございませんので、中島弁護士に対する成功報酬というものは、現在考え得るものではない状況であります。

（午前中の審査において要求した資料が提出されたため、議員用タブレット端末に掲載した。）

渡邊森林環境部次長 提出した資料につきましては、旧日本弁護士連合会報酬等基準でございます。この基準に従いまして適正に算定をしているということで御理解をいただきたいと考えております。

大久保委員長 よろしいでしょうか。

飯島（修）委員 はい。

菅野委員 富士急行が県から借りている山中湖畔の県有地については、県が承認申請を保留していた61件については、今回の仮処分を受けて転貸や新築ができるようになってきていると思います。知事は直ちに承諾をしたと述べましたが、県としてはそれを認めたということでもよろしいでしょうか。まず伺います。

渡邊森林環境部次長 仮処分の決定において承諾することと決定されたものにつきましては、裁判所の決定により、その擬制効果で承諾が行われたものと見なされることとされております。県としては61件については、そのように考えております。

菅野委員 それでは、昨日の本会議での名取議員の質問に対して、齊藤部長は、保全異議は過去の承認申請を対象としている、そして調停は将来の承諾料の算定方法などを協議するものだと答弁をしました。そうしますと、先ほど61件については、もう承諾をしたということですが、結局県は何を求めているのでしょうか、分かるように説明をしてください。

渡邊森林環境部次長 今回、保全異議で申し立てるものについては、具体的には今後弁護士との相談の中で、どのような異議を申し立てるかということを決めていくものでありますので、現在どういったことを求めているかということについては、差し控えさせていただきたいと思っております。

菅野委員 今後、保全異議で何を申し立てるかを決めていくということになりますと、今回、何のために保全異議を申し立てたのかという前提がなくなるのではないかと思います、理解ができるように御説明をお願いいたします。

渡邊森林環境部次長 基本的に保全異議につきましては、甲府地裁が行った決定に対する異議ということで申し立てるものでありますが、どのような形で異議の申立てを行うかということについては、今後の戦略に関わることであり、弁護士と相談させていただきたいと考えておりますので、具体的には差し控えさせていただきます。

菅野委員 現時点では、何のために何を求めて異議を申し立てるのかということが不明確であると私は思います。

着手金についてですが、先ほどからお話が出ていますが、日弁連の報酬基準に基づいて算定をしているという答弁もあり、今資料も提示されたところですが、この中のどれに当てはまるのか、お示しいただけますか。

渡邊森林環境部次長 今し方提出させていただいた日弁連の報酬基準でございますが、この基準のルー

ルに沿って算定をしておりますが、具体的にこの中でどこどこを用いているということをお知らせすると、重要な要素であります経済的利益、県が相手方にどれだけの金額で提示するかということに密接に関わりますので、この基準に基づいて算定しています、という以上のことは、経済的利益の額が導かれるという可能性がありますので、差し控えさせていただきたいと考えております。

菅野委員　　そうしましたら、着手金が4,700万円と決定したと仮定すると、この日弁連報酬基準に基づく民事事件のところで1番に当たるかと思いますが、それを基に逆算して算定をすると、経済的利益は恐らく35億円くらいになるのではないかと考えますが、これについてはいかがでしょうか。

渡邊森林環境部次長　委員の計算したものについて、我々としては、云々申し上げることはできません。

菅野委員　　あわせて、先ほども出ておりました、成功報酬を最大限1億6,000万円と仮定すると、こちら基準式にのっかって逆算すると59億円になるだろうと思われま。先ほどの答弁の中で、日弁連の報酬基準の中でのルールとして、具体例を示された賃料増減額請求事件では、増減額分の7年分の額に当たるということを引き合いに出して御説明されておりましたので、これら4,700万円や成功報酬1億6,000万円というのは、この7年分の額であると考えていいのかわかりません。

渡邊森林環境部次長　内訳として7年分の額で賃料算定をしているのかということにつきましても、算定の具体的な内容を申し上げますと、相手方にも当方の請求内容自体は調停の申出によって伝わっておりますので、そのことから、こちらの交渉額が算定されるおそれがありますので、御指摘の7年分といったことにつきましては、お答えすることは差し控えさせていただきたいと思っております。

菅野委員　　1つ確認ですが、先ほどその着手金等の算定基準として、この旧日弁連の報酬基準を示され、その中のルールの1つとして、あえて、私はこの増減額7年分の額というのをお示しになったのかなと思っておりましたが、それは特段意味をなさないといえますか、あくまでも1例として示されたという理解でよろしいでしょうか。

渡邊森林環境部次長　そのように受け取っていただければと思います。

菅野委員　　では、そもそも経済的利益について、その考え方を伺いたいと思います。経済的利益とおっしゃっている中身としては、今回について言うと、承諾料による収益だけではなくて、賃料改定による利益が含まれるのかどうか伺います。

渡邊森林環境部次長　賃料に関しましては、民事調停の中で申し立てる事項として、議会にも一昨年9月にお示しをしたところであります。民事調停においても、新たな弁護士に委任する方向でありますので、賃料に関しても入っているという御理解でよろしいかと思っております。

菅野委員　　そうしましたら、経済的利益の中には承諾料による利益と賃料改定による利益が含まれるということで理解をいたしました。

もう1点ですが、経済的利益の中には富士急行を含めた山中湖畔県有地だけなのか、それとも山中湖畔以外の全ての県有地を含めたものなのか伺います。

渡邊森林環境部次長　山中湖畔を含め、民事調停の申立ての中の6件の土地に係るものであります。

菅野委員　　そうしますと、山中湖畔県有地以外の県有地が6件ということでしょうか。含まれるということでしょうか。

渡邊森林環境部次長　山中湖畔県有地を含めまして6件、山中湖畔県有地を除くと5件ということになります。

菅野委員　　それでは、弁護士事務所についてお伺いしますが、現在、シティユーワの法律事務所を代理人として検討されているということですが、そちらに所属している弁護士は何人いらっしゃるのでしょうか。

渡邊森林環境部次長　私どもも当該法律事務所のホームページ等で知るところであります、約200名在籍していると承知しております。

菅野委員　　そうしましたら、県が今回仮処分を受けて以降、幾つかは分かりませんが、意見を聞いた弁護士や弁護士事務所があるという答弁でしたが、そのセカンドオピニオンでその意見を聞いたという弁護士あるいは弁護士事務所の中にシティユーワ所属の方がいらっしゃったのかどうか伺います。

渡邊森林環境部次長　シティユーワ法律事務所も意見を伺った中に含まれております。

菅野委員　　そうしましたら、シティユーワ法律事務所に所属をされている弁護士の方にも意見を伺ったという理解をいたします。その意見を伺ったという弁護士が今回チームに含まれるかどうかということは、恐らく答えはいただけないかと思いますが、念のため確認いたします。

渡邊森林環境部次長　シティユーワに属する弁護士に相談したものであります、今後契約するに当たって、委任する弁護士については、現在予算の承認をいただくべく上程しているところですので、今後具体的に法律事務所と相談してまいります。

古屋委員　　1点だけお聞きしたいと思いますが、昨日も本会議で質問させていただきましたが、御案内のとおり、数年前に本件に関わる訴訟に際して足立弁護士は、我々が聞いた中では、山梨県の弁護士以外で東京において最強の弁護士であると、本人も今回の裁判で負

けないというぐらいの決意を述べた記憶があります。このシティユーワ法律事務所、今回、3回替わっていますが、県としては、本件に対する、この事務所を使うことが最後のとりでだという認識と受け止めてよろしいですか。

渡邊森林環境部次長 シティユーワにつきましては、国内大手の企業の法律顧問でもある点、あと豊富な不動産紛争解決の経験を有しております。また、裁判官、検察官OBなど、多様な弁護士をそろえて選抜したチームで対応していただけるということになっております。そういったことを総合的に判断しまして、県民利益を託すに至る代理人であると確信をいたしたところでございます。

古屋委員 はっきりした答弁をいただけませんでしたでしたが、負けたら、また別の弁護士という可能性も今の答弁の中で残っておりましたが、そのような受け止め方をしてよろしいでしょうか。

渡邊森林環境部次長 繰り返しになりますが、相手方は法務戦術を駆使して民事調停等に臨んでいます。それに対するという意味で体制を整えて、今後の展開に対応していくということで、シティユーワは十分な専門性能力を備えた法律事務所であると判断をしているところでございます。

討論

菅野委員 昨日の本会議での質疑、それから本日の質疑の中でも、今回仮処分を受けて以降なぜ保全異議を申立てするのか、そして4,700万円という着手金が、この基準にのっとっているとおっしゃいましたが、実際その根拠となるような経済的利益を含め、その過程がほとんど明らかになっていないという点では、この議案について賛成はできませんので反対とします。

山田委員 私は令和7年度一般会計補正予算に賛成の立場で討論を行います。
今回の補正は、山梨県民の生活に密着する内容も非常に多く含んでいます。
それから、追加提案された議案についても、当然一つの意見に対してセカンドオピニオンを受けると、要求することも一つの真理というか真相の追求の一つでもありますので、そこも含めて、私は原案に賛成の立場です。

採決 採決の結果、起立多数で原案に可決すべきものと決定した。

主な質疑等 県土整備部関係

※第49号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

質疑

臼井委員 建設が昭和55年ということですが、入居されている方は、もう全然いらっしゃらないということよろしいですか。

中島住宅対策室長 全て退居しており、入居者はありません。

臼井委員 県営団地で55年ぐらいに建設されているところは、ほかにはあるのでしょうか。

中島住宅対策室長 55年建設の団地はほかにもありますが、ほぼ鉄筋コンクリート造の団地で、鉄筋コンクリート造は耐用年数が70年です。今回のものはコンクリートブロック造で、耐用年数が45年で、ほぼ45年経過していることから、廃止を計画的にしているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第50号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第11号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（交通対策道路事業費について）

山田委員 課別説明書の県土10ページについて、交通対策道路事業費が21億円と大分大きな金額になっていますが、この内容について御説明をいただきたいと思います。

金子道路管理課長 今回の補正では、円滑な交通の確保や交通事故抑制のための交通安全施設である県管理道路の区画線や道路標識、道路情報板などの補修整備を行う予定でございます。

山田委員 区画線や道路標識については、私も9月議会で代表質問させていただきました。臼井委員も質問した項目で、県外からの来訪者も含めて、区画線、道路標識が非常に分かりにくいということで、当初予算の5億6,000万円に対して4倍ぐらいで、やっと実現した思いがします。具体的には、私の地元の甲斐市、中下条甲府線も入っていますが、主にこの8路線はどこの路線、県道を行うのでしょうか。

金子道路管理課長 課別説明書でお示しております一般県道中下条甲府線ほか8路線につきましては、電線共同事業の事業確定による負担金額の確定に伴う補正の路線を記載しておりまして、今回補正で行う路線の区画線につきましては、国道137号ほか134路線について、区画線の施工をする予定でございます。

山田委員 私の地元のところでは、どうもなさそうな雰囲気ですが、毎朝通っていて、特に今日のような雨の日の夜間は、道路が3車線あれば自分がどの車線を走っているか本当に分からないです。道路標識はナビとかで分かりますが、交差点に入るときと横断歩道が結構見えていないので、どこの道路であっても21億円が投入されるということは本当に嬉しいのですが、この時期の補正ですから、例えば5月ぐらいにはやり終えますとかスケジュールを最後に分かればお願いします。また、期待をしております。

金子道路管理課長 中下条甲府線は入っているか今手元に資料がございませんが、県管理全181路線あります。そのうち134路線施工するというので、全県的に薄くなっているところは、かなり解消される見込みです。

今後の予定ですが、今回議決をいただければ、できるだけ速やかに、できるところから発注をしていきたいと考えております。

（富士山いにしへの登山道再整備検討事業費について）

望月（大）委員 課別説明書の県土9ページ、マル臨ですが、富士山いにしへの登山道再整備検討事業費として800万円ですが、これは本会議でも我が会派の渡辺大喜議員が質問し内容等は承知をしております。世界遺産の富士山を預かる立場として知事からも答弁があり、大変すばらしい、登山道整備に向けてということと思います。3つの柱を掲げて進めていくという答弁も聞いています。800万円で、登山道整備も含めて、これで賄えるのか。検討事業費ですので、検討していくということであると思いますが、登山道整備とかになるとまた補正を組み、ハード面の整備を進めていくという理解でよろしいでしょうか。

金子道路管理課長 今回の補正につきましては、あくまで、どのようなことができるか検討するというもので、その検討内容によって、この先どのようなことを行っていくかが決まれば、必要に応じてまた予算等を確保していく形になるかと思えます。

望月（大）委員 今回の800万円の中で検討をしていくということで、登山道であるため、当然幹線道路や生活道路とはまた違った形での県道ということでの理解をしております。その上で、この800万円はどのような内訳か、具体的に教えていただければと思います。

金子道路管理課長 具体的な検討内容は、地形、地質といった現地の特性や、当該地は自然公園法や文化財保護法といった法令の網もかかると思いますので、法令関係の必要な手続などを整理しながら、幅員も非常に狭い道路ですので、円滑に走行できるような検討、あと、信仰の道にふさわしい景観に配慮した石畳風の舗装などが可能かどうかというような検討もしていく予定でございます。

なお、検討に当たっては、富士吉田市をはじめ地元関係者の意見を聞きながら、進めてまいりたいと考えております。

望月（大）委員 それから、予算額が繰入金ということではありますが、どこからの繰入金か教えていた

だけばと思います。

金子道路管理課長 富士山の登下山道の通行料を充てる予定であります。

望月（大）委員 まさに入山料を開始して、富士山の景観や魅力向上、価値向上のために使われるという
ことで、大変素晴らしいことだと思います。

入山料は、どのぐらい入山料の収入を得て、800万円以外に何か用途はあるのでしょうか。収入の部分なので、あまり触れられないかもしれないのですが。

金子道路管理課長 富士山の通行料については、観光文化・スポーツ部の所管になりますので、答弁が
できません。

（国土強靱化予算の分配について）

古屋委員 今回の補正予算ですが、現在、国会で新年度予算をやっている、この補正予算は13
か月予算として提起をされていると私は理解しています。そこで、まず、防災・減災・
国土強靱化予算に係る社会資本整備について、伺いたいと思います。

県土の1ページ全体に関わるものだと思います。国では、防災・減災の国土強靱化の
切れ目のない取組として5か年加速対策ということで、第1次国土強靱化実施中期計画
を立てて、約20兆円強で進めていく考えが示されています。私ども山梨県議会の議員
も、超党派で社会資本整備推進議連を立ち上げまして、昨年秋から3回か4回にわたり、
片山財務大臣をはじめ、所管系の県国會議員並びに各党派等にも要望活動を行ったとい
う経緯があるため、大変今回の予算を興味深く見ているわけではありますが、本年度の補
正予算のいわゆる配分状況は、どのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

長田県土整備総務課長 本県の補正予算の分配につきましては、議員連盟の先生方の御尽力もございま
して、県土整備部の必要額でございます、昨年とほぼ同額の約233億円が配分され、
そのうち約9割が強靱化予算になってございます。

古屋委員 そうすると、私の手元の昨年の資料が間違っていたら謝りますが、昨年は大体238
億円ぐらいですから、ほぼ同額ですが、若干少ないということでもあります。この補正予
算を活用して具体的にどのような事業を推進していくのか、2つ目にお伺いしたいと思
います。

長田県土整備総務課長 今回、本県に分配されました補正予算の県土強靱化等に資する主な事業といた
しましては、新山梨環状道路東部区間の交通ネットワークの強靱化です。横川の河川改
修による水害対策や土砂災害対策などを推進することとしております。

古屋委員 もちろんそのようなことを進めていってもらわなければならないわけではありますが、中期的な観点から
第5次の山梨県社会資本整備重点計画を立てています。予算も大事ではありますが、社会

資本整備等について、県の取組も、どのようなお考えでしょうか。

長田県土整備総務課長 委員御指摘のとおり、第5次山梨県社会資本整備重点計画を確実に実行するためには、計画でお示ししましたとおり、想定事業量約5,000億円を確保することが大変重要でございます。来年度におきましても、社会資本整備推進県議会議連の先生方に御協力も得ながら、国に対し、まずは社会資本整備に資する予算の総額確保の要望を行うとともに、本県の事業に十分配分されるよう積極的かつ戦略的に働きかけてまいりたいと思います。

古屋委員 公共事業に関わる予算は、今回の補正予算の資料の中ではどの資料を見たらいいのでしょうか。5,000億円の中で、公共事業に関わるものはどのような状況になっているのでしょうか。

長田県土整備総務課長 今回御審議いただいておりますのは、補正予算になっておりまして、5,000億円のうち1,000億円につきましては、今回の補正予算プラス、令和8年度の当初予算を合算したものになりますので、各課別説明書、それぞれの事業費を合算する必要があります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第58号 令和7年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 3月2日に設置された予算特別委員会の部局別審査は、予算特別委員長から議長を通じて各常任委員会に依頼した調査をもって代えることとされ、令和7年2月6日に開催された議会改革検討協議会において、予算特別委員会に先立つ常任委員会において、個別事業や事業の詳細に係る質疑を行うこととされたことを受け、議長から活発な委員会運営が行われるよう依頼があったことから、委員に対して、決定の趣旨を踏まえ、活発な質疑を行うよう依頼した。

以 上

土木森林環境委員長 大久保 俊雄